

事務連絡
令和6年7月26日

伊達市立中学校長
伊達市立義務教育学校長 様

伊達市教育部指導室長

部活動の実施判断基準について

このことにつきましては、年度当初から暑さ指数28度を目安に実施判断の基準をお示ししていたところですが、7月から昨年を上回るペースで基準を超える日が続いております。

そのため、部活動の中止・変更を余儀なくされ、暑さに対応した十分な身体づくりもままならない中で試合や大会に臨むなど、かえって怪我や体調不良を引き起こしかねない状況が見られたところです。

つきましては、各校の教育課程外の活動である部活動については、次のとおり熱中症等への対策の厳守を要件として、実施判断基準を国や道、他市町村と同様の暑さ指数31度に見直すことといたしますので、引き続き、生徒の安全に十分に留意し、安全な部活動の運営に努めるようお願いいたします。

記

1 実施判断基準

活動場所における暑さ指数計による計測値が31度未満

2 実施に際しての熱中症等の予防

- (1) 活動前や活動中、定期的に暑さ指数の確認を行い、暑さ指数が28度を超過している場合には、激しい運動及びそれに相当する活動は取りやめ、身体への負担が少ない活動に切り替えたり、活動場所を変更したりすること
- (2) 活動中、頻繁に休憩時間を設け、水分補給や涼がとれる対策を行うとともに、最低でも1時間に1度は生徒の健康状況の把握を必ず行うこと
- (3) 休日等の活動については、気温及び暑さ指数が急激に上昇する時間帯を避けるとともに、大会等を除き、活動時間が3時間を超えないようにすること

(指導室長内線 720)